

改正民事執行法と営業店実務Q & A

① 民事執行法と改正のポイント

弁護士 笹川 豪介

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒、大手信託銀行入社。不動産信託部門を経て、2006年より法務部、2011年弁護士登録。2019年より、LINE株式会社情報セキュリティ室、インハウスハブ東京法律事務所。著書として、『Q & A 民事信託の活用と金融機関の対応』他多数。



令和元年五月一〇日、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律が成立しました（同月一七日公布）。

民事執行法の改正により、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度が新設されるなど、金融機関の実務にも影響があります。そこで、本稿では、改正内容とJ Aの実務への影響の概要について説明をします。

なお、文中の意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、所属するいかなる組織の見解でもないことを予めお断りいたします。

Q1 民事執行法とは、どんな法律ですか。

A 民事執行法は、勝訴判決などを得た債権者が、その権利の実現を求めるための裁判手続を定めるものです。

解説

民事訴訟は、その権利を確定するための手続きですが、その確定した権利を実現するための手続きが民事執行

で、民事執行法はその手続き等について定めています。民事執行手続に関する裁判所のことを特に執行裁判所といい、民事執行により権利の実現を求める債権者等は、執行裁判所に対して、各種の申立てをすることになります。

Q2 今回の民事執行法の改正はどんな内容ですか。

A 今回の改正では、民事執行制度を巡る最近の情勢に鑑み、次の五つの事項の改正が行

改正民事執行法と営業店実務Q & A

② 営業店で想定される実務対応

三井住友銀行

弁護士 鹿浦 大観
 弁護士 横尾 和彦



ありません。

解説

(1) 情報提供命令への対応

前提として、金融機関は取引先一般に対して守秘義務を負っており、みだりにその情報を外部に漏らすことはできません（最判平成一九年一月二一日金融法務事情一八二八号四六頁）。

J Aが裁判所に対して、貯金債権者（取引先）の情報を開示する場合は、

①改正法二〇七条一項もしくは二項に基づく、債務者の預貯金債権等に係る

今般、改正された民事執行法は、J Aの実務へも大きな影響があることが考えられます。そこで、本稿では、営業店の実務において、改正民事執行法（以下、「改正法」という）の影響が想定される点について、Q & Aの形式で解説していきます。

また、本稿中、意見に係る部分は筆者個人の見解であり、所属組織の見解ではないことを予めお断り申し上げます。



Q1

裁判所から、改正法に基づく貯金債権等に係る情報提供を命ずる旨の書面が届きました。J Aはどのように対応したらよいでしょうか。

また、貯金者への連絡は必要でしょうか。

A

当該裁判所からの情報提供命令に応じる場合は、裁判所に対し書面で回答する必要があります。情報提供命令を受けたことを貯金者に連絡する必要は

消費税「軽減税率・インボイス」制度について

～農業者における実務面での対応～



財務省 主税局 税制第二課

課長補佐 加藤 博之

※ 所属は執筆時（2019年7月1日時点）のもの



2003年3月東京大学卒業。財務省主税局・主計局、国税庁などにおいて勤務。主税局では、軽減税率・インボイス制度の円滑な実施に向けた対応等、消費税制度全般を担当した。

1 はじめに

二〇一九年一〇月一日より、消費税率一〇%への引上げに伴い、「軽減税率制度」が実施される予定です。また、同時に仕入税額控除の適用を受けるために必要な請求書等の保存方式として「区分記載請求書等保存方式」が実施され、さらに二〇二三年一〇月からは「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます（図表1）。

本稿においては、「軽減税率制度」および「インボイス制度」について、税務当局の考え方も踏まえ、農業者の実務面への影響や対応等について説明していきます。

なお、文中の意見、主張等に関する部分については、筆者の個人的な見解に基づくものであり、所属した・所属する組織の公式な見解等ではないことを予めお断りします。

2 「軽減税率制度」について

(1) 「飲食料品の譲渡」の基本的な考え方

消費税の「軽減税率制度」では、「飲食料品の譲渡」が軽減税率の適用対象となります。ここでいう「飲食料品」とは、人の飲用または食用に供されるものをいい、軽減税率が適用されるか否か（飲食料品の譲渡に該当するか否か）は「売り手」が「販売時点」において判断することとなります。

例えば、「水」などのように、「飲食料品」として販売される場合もあれば、「保冷用（飲食料品ではない）」として販売される場合もあるものについては、販売の際、「売り手」が「何を譲渡（販売）するのか」（飲食料品として販売するか否か）を考え、適用税率を判定することとなります。

また、「直接食べることができないものは『飲食料品』に該